

# 8月は『道路ふれあい月間』です

誰もが安心して利用できる道路にしましょう

【担当課】 道路管理課  
☎5654 - 8381

道路は皆さんの大切な公共財産です。道路に商品や器物を置くと、通行する方の妨げになります。



▷店頭看板・置き看板  
▷商品のはみ出し ▷荷物の放置

看板や商品などで道がふさがれてしまうと、特に高齢の方や障害のある方にとって危険です。



▷のぼり旗の設置

のぼり旗を道路上に置いたり、ガードパイプに取り付けると、自転車・オートバイなどの視界をさえぎり、衝突など交通事故の原因になります。



▷自転車の放置  
▷プランターや植木鉢の設置

道がふさがれていると、災害時に避難路をふさぎ、消防車・救急車などの通行の妨げになります。

道路上に物を置いたままにすることは法律で禁止されています

## 博物館と地域の協働 葛飾の昔話を語り継ぐ

【担当課】 郷土と天文の博物館 ☎3838 - 1101

郷土と天文の博物館では地域の方や団体と協働して、葛飾の文化や歴史を調査研究し、情報発信しています。

### 創立20周年 葛飾昔ばなし研究会

地元の伝説や、地元の方が語り継いだ昔話を集め、後世に伝える取り組みを続けています。現在は紙芝居で昔話を披露しています。

Q. 紙芝居はどのように作っているのですか？



主に葛飾の歴史や伝承を題材に自分たちで絵や構成を考え、郷土と天文の博物館の協力を経て独自に紙芝居を制作しています。

葛飾の昔話を題材にした紙芝居は現在までに15作品になります。研究会でまとめた小菅地域の昔話「橋になった大蛇」が小学校の道徳の教科書に掲載されたこともあります。

Q. 紙芝居を見た子どもたちの様子はどうですか？

映像を見慣れている子どもたちにとって、紙芝居はめくるスピードや読み聞かせに抑揚をつけることで、静と動のメリハリが利き、新鮮に感じようです。とても真剣に見入っています。

Q. 紙芝居を見てみたい方はどうしたらいいですか？

郷土と天文の博物館や寅さん記念館などでの公演の他、図書館や学校からの依頼で紙芝居を披露しています。制作した紙芝居は図書館で借りることができます。

### 夏休み紙芝居大会

戦後70年を迎えた日に、講演や紙芝居を通じて戦争について考えます。

【日時・内容】

8月15日(土)

▷午後1時30分～2時20分  
記念講演「戦争と子どもの文化」

水谷章三氏(絵本作家)

▷午後2時30分～3時30分  
紙芝居

「コスモスの花はさいただけ」(ジャンボ紙芝居)

「ガラスのうさぎ」

「グローのさけび」

直接会場へ。

【会場】

郷土と天文の博物館  
(白鳥3-25-1)

【費用】 100円

(中学生以下無料)

## 調理の様子を動画で見よう!

(一部対応できない機種があります)

1面のレシピの写真にスマートフォンなどのモバイル機器をかざすと、動画で調理の様子を見ることができます。

詳しくは、区ホームページ(<http://www.city.katsushika.lg.jp/48/184/024986.html>)をご覧ください。

右記QRコードからも区ホームページにアクセスできます。

【担当課】 広報課 ☎5654 - 8116



## 官公署 だより

人生を楽しくする方程式

世界100カ国の面白体験談

【日時】10月14日(水)午後2時30分～

4時(会場)江戸東京博物館(墨田区横網1-4-1)【講師】ピーター・フランクル氏(数学博士)

【対象】都内在住の方450人(申込方法)東京税務協会ホームページ(<http://www.zekyo.or.jp>)か、

往復ハガキに住所・氏名・年齢・電話番号・人数(2人まで)を書いて、8月31日(消印有効)まで(多数抽選)【申し込み】〒164-0001中野区中野4-6-15(公財)東京税務協会 ☎(3228)7994

## 消費生活情報 くらしのまど

根拠のない「土地が高く売れる」「土地を買いたい人がいる」などの言葉に気を付けましょう

土地が高く売れるなどの言葉巧みな誘い文句で勧誘し、そのために必要な測量サービスの契約を結ばせたり、新たな土地を購入させたりして費用を請求する手口が、特に高齢者を対象に広がっています。

【担当課】 消費生活センター  
(立石5-27-1 ウィメンズパル内)  
☎(56698)2311

### 事例1

不動産業者をかたる者から「あなたが所有している土地は高値で売れます」と連絡があった。売れることを期待して、土地の調査や広告委託の契約金として約30万円を支払ったが、その後は連絡が取れなくなりました。

### 事例2

不動産業者をかたる者から「あなたが所有している山林を買い取りたい人がいる。近くの別の山林も購入して、それと併せて売却した方がよい」と提案され、別の山林を購入した。その後、元々所有していた山林は買い取ってもらえなかった。結果、購入費の方が高くなってしまった。

△取引相手に対しては「土地が売れる」などのセールストークの具体的な根拠や契約内容についての説明を書面で求める。  
▽できる限り土地の現況を自分や家族の目で実際に確認し、土地の登記情報を確認する。

事例1  
不動産業者をかたる者から「あなたが所有している土地は高値で売れます」と連絡があった。売れることを期待して、土地の調査や広告委託の契約金として約30万円を支払ったが、その後は連絡が取れなくなりました。

事例2  
不動産業者をかたる者から「あなたが所有している山林を買い取りたい人がいる。近くの別の山林も購入して、それと併せて売却した方がよい」と提案され、別の山林を購入した。その後、元々所有していた山林は買い取ってもらえなかった。結果、購入費の方が高くなってしまった。

### 土曜日の消費生活電話相談

8月15日(土)  
午前9時～午後4時30分  
消費生活センター  
☎(56698)2311

### 不動産取引相談

毎月第2・4(火)午後1～4時  
(相談日の2週間前の午前9時から電話予約)  
区民相談室  
☎(56654)861255